

日野町議会第8回定例会会議録

令和5年12月25日(第4日)

開会 9時30分

閉会 11時15分

1. 出席議員(13名)

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	総務政策主監	河野隆浩
厚生主監	吉澤増穂	産業建設主監	福本修一
教育次長	澤村栄治	総務課長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	奥野彰久
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	柴田和英	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	図書館長	長谷川毅

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	吉澤利夫	総務課主査	森岡誠
--------	------	-------	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議第94号から議第104号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件）および請願第2号（国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第105号 令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）
- 〃 3 決議案第5号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書決議について
- 〃 4 決議案第6号 パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める意見書決議について
- 〃 5 議員派遣について
- 〃 6 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時30分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第94号から議第104号まで（特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか10件）および請願第2号（国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 皆さん、おはようございます。それでは、私からは令和5年第8回定例会における総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

まず、9月第6回定例会で、閉会中の審査として、継続審査とした請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書について審議しましたので、その報告をいたします。

閉会中の審査は、去る11月7日、第1・第2委員会室において午前9時40分から、委員長の私、山本および福永副委員長、以下委員全員が出席し、開会いたしました。

最初に、委員長の私のほうから、町の顧問弁護士、樋口弁護士にこの案件に対して相談していった結果を報告し、詳細に説明をした後に、質疑や意見を求めました。

委員より、刑事訴訟法の再審規定は、とにかく早く、もっと迅速化すべきである。

ほかの委員よりは、検察官の不服申立てについて理解が深められましたと意見が出されました。

後に討論に入り、討論なく、採決の結果、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書については、全委員賛成で可決すべきものと決したことを報告させていただきます。

続きまして、第8回定例会における総務常任委員会は、12月15日午後2時から、議会側は委員長の私、山本および福永副委員長、以下委員全員が出席し、オブザーバーの杉浦議長は所用のため欠席でありました。執行側からは町長、副町長、総務政策主監、総務課長、住民課長をはじめ、関係各課の職員の出席の下、行いました。委員長、町長挨拶の後に、3件の付託案件の審議に入りました。

1件目、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とし、質疑を求めました。

委員より、特別職の給与の改定の場合、どのようなルールに基づいているのかとの質疑があり、執行側より、国の特別職の給与法が改正されたのを参考に、同様の改定していると答弁がございました。

次、2件目、議第95号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。

委員より、高卒の初任給の設定について、他市町との差はあるのか。高卒と大卒の初任給の差、3万円程度がどのように変わっているのか。

ほかの委員より、ラスパイレース指数に影響がないものなのか。勤勉手当の基準について教えてほしいと質疑がございました。

執行側より、日野町については、国の基準どおり、高卒初任給で1級5号給、大卒級で1級25号給としている。他市町によっては人材確保の面などから異なる基準としている自治体もあり、高卒で1級9号給、大卒で1級29号給と、4号給ずつ引き上げているところがある。日野町でも、引き上げている自治体でも、高卒と大卒の初任給の差は3万円程度となっています。

ラスパイレース指数は、日野町職員の給与は、国家公務員の基準を超えるものはないため、大きな影響がないと思われる。令和5年4月1日時点で97.7パーセントであったが、令和6年4月1日時点も同程度になる見込みという報告がございました。勤勉手当については、100分の105を基準にした成績率で決まることとなります。処分を受けるなど良好でない場合、100分の105未満になり、下がることとなる。あわせて、勤務している期間に応じた期間割合もあり、新規採用職員などは期間割合が少なくなると答弁がなされました。

続いて3件目、議第102号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。

委員より、識別符号の説明をお願いしたい。マイナンバーカードとは別物なのか。

また、別の委員より、転籍の場合も電子的にできるかとの質疑がございました。

執行側より、マイナンバーカードは別の暗証番号があり、戸籍電子証明書提供用識別符号は、住民の方が戸籍電子証明書の請求を行い、行政機関は、戸籍情報連携システムを利用して符号を取得し、住民の方に通知する。行政機関は、住民の方が通知を受けた符号を用いて戸籍電子証明書を取得することで、行政手続における戸籍証明書の添付が省略となる場合があります。新たな事務の追加となると答弁がなされました。

また、現在、転籍届をする場合には窓口への申請手続が必要であり、戸籍の添付が必須となります。転籍届を電子的にすることは現行ではできない。3月以降も転籍届等は窓口で行うが、戸籍の添付は不要となることと答弁がなされました。

討論に入り、加藤委員より、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論がございました。反対討論の内容は、特別職の給与は職務の特殊性に応じたものであり、一般職の給与とは考え方が違う。町民の信任を得た選挙時点での報酬を維持すべきであると述べられました。

続いて、賛成の討論として、後藤委員より、日野町の条例であり、議員の待遇が少しでもよくなり、若い方でも安心して立候補できる、そういう開かれた議会にしていかなければならないこと、こういう機会を通じて、議員の報酬を僅かであっても上げていく方向を示していくことは大事なことであり、賛成の立場での討論がなされました。

採決の結果、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で原案どおり可決、議第95号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第102号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

3件の付託案件を14時28分に終え、休憩後、14時40分から学校教育の現状と不登校について調査研究を始めました。教育長、不登校対応担当課長より、資料に基づき説明を受けました。

各委員より、不登校の推移、小学校ごとの地域性のこと、おじいちゃん、おばあちゃんの関わり方のこと、地域の方に求める取組、先生の対応能力に関する取組、フリースクールとの連携の方向性など意見交換を行いました。

その後、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情については、日野町庁舎管理規則第15号、物品の販売等の禁止、第16条、許可申請を踏まえた上で総務課に確認したところ、勧誘行為は行われていない、執務室内にいる行為もされていないと報告させていただきました。

委員より、営業行為や勧誘行為がどの業者も禁止されており、機関紙であるかではなく、全て同じだと思う。ただ、町長が許可しているのであれば問題ないわけがあります。現在は行為がないということであったので、問題ないのではないかと思うと意見が出され、調査を終えました。

続いて、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書については、作成した意見書案の協議を進めました。

委員からは、一部修正したほうがよいのではないかと意見を頂きましたので、その後、修正、合意が得られたものを今日、この後の意見書として提案させていただきます。

その他の事項では、令和6年1月29日に日野町スポーツ協会との意見交換会を実施していくことを決め、16時23分に終了いたしました。

これで、令和5年第8回日野町議会定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月18日の午前、委員会室にて委員会を行いました。出席議員は私、委員長、谷口副委員長、福永委員、松田委員、柚木委員、中西委員、西澤委員、杉浦委員と事務局長で、議員側は全員であります。執行側は町長、副町長、総務政策主監、厚生主監、住民課、福祉保健課、こども支援課、税務課、地域共生担当課とそれぞれの職員さんに参加いただきました。

まず、議第96号、日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議論を行いました。

質疑としましては、保護者同士の送迎についての確認がありました。ほかに質疑はありませんでした。

また、次、議第97号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてに入りました。

こちらで意見交換、質疑としましては、まず高校生までの医療費についての自己負担、そして所得制限、この2点について主に意見、質問が出ました。この自己負担についても所得制限についても、そもそも乳幼児、小中学生の自己負担や所得制限がないところからスタートしているもので、子どもの施策を中心に手厚くしていくというような観点からも、高校生においても自己負担、所得制限はありませんということです。また、障がいをお持ちの方については、従来どおりの所得制限があるというようなことをございます。

続きまして、議第99号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、こちらについては質疑はありませんでした。

議第100号、令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についても質疑なく、議第101号、令和5年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても質疑なく、議第103号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についても質疑はありませんでした。

以上、討論を行いました。討論もなく、採決は全員起立におきまして、付託案件は全て可決されました。

これで付託案件については終わりました。続きまして、調査研究協議事項に入りました。調査研究として、閉会中の活動を幾つか行いましたので、厚生常任委員会は、そちらについて振り返りました。

まず1つ目は、民生委員児童委員協議会との意見交換会を行いました。そちらに

ついでに感想、意見交換を行いました。主な意見としまして、今後、児童委員、民生委員さんの活動、活躍、またその対象となる高齢者、子どもというのがもっともっとクローズアップされていくんじゃないのかなというようなところで意見交換を行いました。

続きまして、2つ目の閉会中の活動としまして、超高齢社会体験ゲーム「コミュニティコーピング」というものの体験会を行いました。こちらについて、地域共生を行っていくにあたりまして社会的処方、いわゆる地域のつながりを持っていろいろな課題を解決する、そのようなことを疑似体験するようなボードゲームであります。これを厚生常任委員会から働きかけたところ、議員全員に参加いただきまして、皆で体験することができました。

そちらについての振り返りを行ったわけですが、主な意見としては、昔は仲人を象徴としたようなおせっかいな人が地域に多かった。今はそういったおせっかいな人がなかなかいないような状況ではないのか。自分のことだけで精いっぱいの人が多くて、ほかの人のことまでお世話できない、ほかの人のことを考えられるような人が多くなればよいと思うと、このような意見交換を行いました。

続きまして、調査研究としては、住民さんとの意見交換会をどのように厚生常任委員会で行っていくかということを中心に話し合いました。住民さんとの意見交換会は、厚生常任委員会としては、幸福度というものをテーマに少し話し合えないかなということで話を進めました。

こちらについては、神奈川県寒川町というところが事例で、心豊かな暮らしを送るにはどうしたらいいのかというテーマで幸福度調査を行っているということを調べました。寒川町は幸福度調査を総合計画にも反映させておりまして、その寒川町にあらかじめ連絡を取りまして、資料として利用させていただくことも了解を得、また、この資料については、慶應義塾大学の前野教授という方がこの資料を主に作成されていて、その前野教授が全国で幸福度について皆が働きかけていってほしいということで公表されているデータであります。

このようなところを活用しまして、大きくは、日本は客観的な幸福度は高いけれども、主観的な幸福度はとても低いとされている。そこにちょっと注目をしまして、平均寿命は高いのに自殺者は非常に多いとか、そういったことが主に表れています。そこで、どうすれば自分たちが幸せに暮らせるのかというものを皆で考える機会にできないかなというようなことを話し合いました。

方法としては、幸福度調査を自分で一度行って、自分の自己採点をしてもらった上で、どうすればもう少し豊かになれるかなというようなことを意見交換すればどうかというようなことで話を進めていきました。主に自分の暮らしを自分でよくしようという人が増えればいいんじゃないか、そこに議会としても働きかけられるん

じゃないか、そういうふうなことを行っていくと、もしかしたら行政サービスだけで解決するのではなくて、自分たちで何かを解決しようということによって多くのことが解決できる。これが地域運営組織になったり集落支援員、また地域共生につながっていくのではないのかなというようなことを話し合いました。

そこで、実験的ではありますが、非常にやってみたいというようなことで、幸福度というものと暮らしについて考えるのであれば、委員会としては厚生常任委員会が適しているだろうというようなことで、逆に言うと厚生常任委員会しかできないだろうというようなことで、一度みんなで作ってみようということになりました。そこで、住民さんとの意見交換会ということでスタートしたんですが、一度、厚生常任委員会の委員のみでこのようなことに取り組んで、ワークショップをやってみようということで、1月18日の午後に議員でワークショップを体験するというようなことで決まりました。また、この寒川町については、過去に蒲生郡町村議会議長会で視察に行っているというような経緯もお聞きしまして、こういったところに今後も視察に行ったりして、まちづくりと幸福度について研究ができればいいなというような話合いに至りました。

以上、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第8回定例会における予算特別委員会について、委員長報告をいたします。

去る12月15日午前8時58分より、第1・第2委員会室において予算特別委員会を開会しました。出席者は、議員側からは委員12名全員が出席し、オブザーバーの議長は所用のため欠席されました。また、執行部側からは町長、副町長はじめ、関係する主監、課長、参事、課長補佐、主任の出席がありました。

はじめに、町長より挨拶を頂き、その後、委員会に付託された案件について審査に入りました。審査を行うにあたっては、執行部側から説明を受け、質疑を行い、質疑終了後に討論、採決することについて異議がないか確認したところ、異議なしとの声を頂きましたので、そのように進めることにしました。

まずはじめに、議第98号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第4号）を議題とし審査に入り、審査は特定財源を除いた歳入と歳出に入り、議会費から教育費までについて行いました。第1条の歳入歳出予算補正のうち、歳入の一般財源については議員全員協議会で説明を受けていたので、歳出から入り、第1款・議会費から第10款・教育費まで、これらおよびこれらに伴う特定財源と、第2条、繰越明許費の補正について、担当課長に説明を求めました。なお、給与改定と過不足による人件費については割愛していただくように申し出ました。そして、それぞれについて担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、委員より、まず常備消防の中で、東近江行政組合負担金について、東近江行政組合議会で、愛荘町から負担金の減額の見直しの申出があり、これについて町の考えを問われ、また、教育費では、小中学校のタブレットの修繕が何台あるのか、リース契約という方法もあるが検討してはとの質問に対し、担当課より、常備消防の負担金の申出については、現在、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町で分担金を出しているが、消防力のバランスが取れた状態でのそれぞれの市町の負担金の割当てが計算されているので、町としてはトータル的なバランスを鑑みたと、現状維持が望ましいと考えるとの答弁でありました。

また、タブレットについては、毎月二、三台が修繕が必要であり、小学校で27台、中学校で13台の修繕費を計上しているということです。また、タブレットのリースについては、現在、タブレットについては3分の2が補助金として出ているために、リースが適用できるかどうか確認し、次回導入については検討したいとの答弁でした。

次に、別の委員より、公立保育所、こども園、幼稚園のおむつ回収ごみ庫について質問があり、1庫当たり9万7,000円ぐらいだが、保育園も幼稚園も同じものか。また、この事業が既に始まり、おむつを持って帰らないのであれば、現状はどうしているのか。さらに、回収については、現状はどうかと質問があり、こども支援課より、1台9万7,000円の回収箱を設置していて、これは既に4月に購入して、今回、流用戻しという形で予算計上した。さらに、回収の頻度については、夏場の4月から9月は週2回、10月から3月までは週1回、公共施設の回収日に合わせて回収していただいているということでした。これは800リットルという大きめの一体型で耐久性があり、回収量については、1園児当たり交換回数が6.7枚、重さ300グラムを見込んでいて、1か月に約200キロのおむつが出ると想定しているとの答弁でした。

これに対し、同委員より、もう既に設置されているのに今回補正が上がってきたのはなぜかとの質問に、担当課から、国の使用済みおむつ回収の奨励もあり、購入費用について国の補助金制度ができて、内定がこの秋にあったために、これに合わせて今回の補正予算を組んだとの答弁でした。

次に、別の委員より、農地中間管理機構の返還金をもう少し詳しく説明してほしい。それと、鎌掛小学校の雨漏りの修理と校舎外壁の修理について質問があり、農林課より、平成26年度に所有されている全ての農地を農地中間管理機構に貸付けされて、担い手へ転貸しが進んだ。当時、交付金が30万円出ていたが、交付要件の1つである10年間の貸付け期間を満たさなくなったために9月に合意解約され、30万円を返してもらうことになり、既に全額返還を受けているとの答弁でした。また、旧鎌掛小学校の修繕工事については、学校教育課より、外壁が8月15日頃の台風で

被害があり修繕するもので、防災シートを張っているが、そのシートも破れたので修繕するものとの答弁でした。

また、別の委員より、基幹統計調査事業で、今回補正されるのは6万円の旅費だが、この額の報償費で先進地への旅費は足りるのかという質問。

それと、教育の体育振興費のスポーツ振興事業で、東京オリンピックのレスリング練習用マットがこの町に来るということは、非常にうまく連携ができていてありがたい話だと思うと話が出ました。

また、大谷野球場について、その後、修繕工事をされ、結果はどうか。それと、フェンスの色をつけてほしいという問題、また本部席の空調とかいろいろ要望があったと思うが、対応はどうかとの質問に、まず、こども支援課より、先進地視察の旅費については、岡山県と新潟県に行ったが、岡山県は公用車を使っての日帰りだったので旅費は要らないが、新潟県については宿泊となったので、職員の宿泊費として計上したとのこと。

また、建設計画課より、大谷公園野球場の改修で、野球場のグラウンドの塁間の土地の部分がぶかぶかしていることについては、一応、暗渠排水のところを掘り起こして補修を行い、現在のところ、問題なく使えている。それと、大雨で土が流れる件については、ブルーシートをかけるなどして流出を防いでいるとのこと。県内の野球場でも同じような状況ということで、土壌部分を安全な形で固められるような方法があり、情報を収集しながら対応していくとのこと。そして、要望の中で、本部席のエアコンは今年度中に設置ができればと考えているということで、あと、ホームランの関係で、フェンスのところが見分けづらい部分については、現在どのように対応していくか、業者に見積りを取りながら、再来年の国スポに対応できるように進めているとの答弁でした。

また、別の委員より、おむつのことで、回収ボックスは民間の保育園であるわらべ園にも配置されているのかという質問に、こども支援課より、わらべ園のほうでこの下半期、10月以降にごみ回収保管庫を設置しておられるとのこと。

また、別の委員より、障害者総合支援事業で、利用見込みの増で補正が1,000万円というのは、何が起こると1,000万円増えるのか教えてほしい。また、公民館について、今挙がっているのは会計年度任用職員だが、公民館のほうで関連して、敬老会を公民館で開催するようになり、エアコンが効くようになって皆が過ごしやすいいということだが、健康推進委員さんが公民館の調理室を使うとき、エアコンがないので、エアコンをつけないと、今のまま放置していると体調を崩す人が出る。そうしたことが起こらないためにはどう考えておられるのか、社会教育施設の充実としてお聞きしたいとの質問に、福祉保健課より、障害者総合支援の1,000万円の補正は、年間予算として7億6,000万円ほど予算を見込んでいたが、この半年間が経

過する中で、年間の見込みが7億7,000万円ほどになり、1,000万円の増額補正を提案させていただいた。非常に大きい額となったけども、要因としては、何か特定のサービスが増えたというわけではなくて、利用者の方が増えたこと、介護と同じように障がいのある方のサービス利用において障害支援区分があり、この支援区分が更新時により支援が必要になり、支援区分が上がったことでサービス費が増額になったこと、また、障がいのある方が入院をされていて、退院されるときに今までよりサービスの利用が必要になったことなどがあるということで答弁がありました。

生涯学習課からは、以前は公民館の調理室は暑いということで、エアコンを設置してほしいという要望は聞いている。しかし、それで移動式のスポーツクーラーを買って必要な公民館に運び、使ってもらっているけども、まだ効かないという状況については、新たな課題であると考えている。ただ、普通のエアコンをつけてしまうのでは、火を使いながら大変効率が悪く、エアコンをつけるのも非常に価格も高いために、何がいいものかは今検討しているという答弁でありました。

また、別の委員より、旧鎌掛小学校修繕費で、台風で防災シートが破損したことはどこから第一報の報告が入り、検討を行い、直すことになったか、経過を教えてください。また、日野町内でのプールは、小中学校合わせて6つあり、長寿命化の関係でも度々話が上がっている。今の時点で、ほかに修繕が必要なところがあれば教えてくださいという質問です。

これに対して、学校教育課より、小学校の防災シートの破損については、管理いただいている蒲生野考現倶楽部の方から、台風の後、シートが壊れているとの情報が入り、現地を確認した。そのほか、修繕関係だが、管理いただいている蒲生野考現倶楽部の方から水道管の破裂等情報が入ってきているので、何か起これば都度修繕をする対応をしている。プール関係の修繕については、来年度に中学校のろ過機の修繕を検討しているのと、ほかの小学校のほうでもクラックや毎年水道管の改修等があるので、随時修繕で対応しているとのことでした。

また、別の委員より、スポーツ振興のところのレスリングマットが非常に安価に入ったということで、350万円相当するものが96万円ぐらいで入ってきたということだが、どんな形でつながりがあったのか。また、大谷公園の修繕で、エアコンが今年度までにとということだが、かなり高温になる状態で、エアコンが今になった理由は何かとの質問に、生涯学習課より、まず、レスリングマットがどのような経過で入ったかについて、レスリング関係者の方から、非常に安価で性能のよいものが入りそうだという情報を頂いたので、役場とレスリングの関係の方で調査をして、その会社の方から納入していただけたということでした。今後、レスリング振興を図っていくとともに、マットを有効に活用することにより、子どもの発育の部分で、体幹を鍛えるとか、マット運動をすることによって運動機能の向上を図るなど、子

どもの健やかな育ちをサポートするために、マットを町の備品として活用したいと考えているとの答弁でした。

また、建設計画課からは、大谷球場の本部席のエアコンに関しては、これまで利用者の声ではあまり上がっていなかった状況だったが、近年、かなり暑い状況があり、利用者団体からも、せつかく改修したのにエアコンがないなど要望を再度頂いたので、今回追加でエアコンを設置することとしたという答弁でした。

また、別の委員からは、賦課徴収事務事業で、キックボードの標識の説明があったが、参考に、町にキックボードが何台あって、普通の標識とどう違うのか。また、戸籍住民基本台帳事務事業で、今回個人名、名前の振り仮名の表記の法改正ということだが、このシステム整備の費用は国の補助金交付があるが、マイナンバーカードとの関わりについて、どういう関係があるのかとの質問に、税務課より、特定小型原動機付自転車の台数と標識の部分になる台数は、現在7台ある。運転免許が要らないので、若者よりも高齢者の方が多くなっている。

また、住民課より、戸籍住民基本台帳事務事業の中の委託料について、振り仮名表記等に伴うシステム改修の委託料であり、戸籍の附票、住民票等に振り仮名を振る。その中にマイナンバーカードの名前のローマ字表記に伴うシステム改修費用も含まれるとの答弁でした。

ほかに質疑はなく、質疑は終了し、続いて、議第104号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、審査を行い、担当課長の説明を求めて、質疑に入りました。

委員より、価格高騰重点支援事業の支給の件で、国会の議決の法の関係で今の時期になったと思うが、ほかの自治体でそれを想定し準備をしておられ、年内支給が間に合うようにと努力され、間に合うという自治体もあると聞いている。1年でお金が一番必要となるのは年末の年越しではないかと思うが、なぜ2月の終わり頃になるのかとの質問に、地域共生担当課より、年末年始にお金が必要だということは考えており、早く支給したいという思いはあるが、システム改修についてはまだ見込みの段階で、委託する内容が決まっていない状態で先に改修を進めるとするのは難しい。ほかの自治体で早くできたところは、恐らく独自システムを専属のSEが対応されているのだと思われる。当町の場合は6町クラウドを使っており、ほかの5町との調整が必要になるという事情もあり、いろいろ制約がある中で一番早くできる方法を見て、2月下旬ぐらいになると考えている。滋賀県内の状況も確認したが、草津市や東近江市なども実現できるところ、実現できないところもあり、県内で年内支給ができるところはないと聞いているとの答弁でした。

ほかに質疑はなく、質疑は終了し、続いて、各案一括で討論に入りました。

討論はなく、討論を終わり、採決に入りました。議第98号、令和5年度日野町一

般会計補正予算（第4号）ほか1件について、反対討論はなく、一括採決にて異議がないか尋ねたところ、異議なしとのことで、一括採決に入りました。

町長提案どおり可決決定することについて賛成の委員の起立を求めたところ、委員全員起立でありましたので、議第98号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託のあった全ての案件の審査が終了し、本会議への委員長報告は私の責任において報告することについて尋ねたところ、異議はなく、町長より挨拶を頂き、午前10時54分に閉会しました。

以上、令和5年第8回定例会における予算特別委員会についての報告といたします。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

産業建設常任委員長 9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、令和5年第8回日野町議会定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、12月18日午後1時57分から委員会室において行われ、議会側は委員全員とオブザーバーとして杉浦議長が参加、執行側より福本産業建設主監、吉村農林課長、種村農林課長補佐、吉田農林課主任が出席、傍聴者は1名でした。なお、町長は所用のため欠席をされました。

本委員会に付託された議案はありませんでしたので、議長の挨拶に続き、調査研究を行いました。テーマは、日野町の農業をどうしていくのかについてであり、担当の農林課吉村課長より概括的な問題提起の後、吉田主任より資料に基づいて今年の作況と課題、後継者不足と耕作放棄地の問題、有機農業の現状と課題、地域計画の推進を、種村課長補佐より桜谷地域における農村RMOの取組の紹介についてそれぞれ説明を受けた後、自由討議に入りました。

質問を受けて、その後、各項目ごとに討議という予定をしておりましたが、質問が本質に関わっているところも多くあり、この報告はできるだけテーマごとにまとめさせていただきます。また、発言順ではなく、場合によっては割愛させていただいたご意見もあることをあらかじめご了解いただき、報告させていただきます。また、特に必要と思われる箇所以外は、質問と回答というような明確な区別をしないで報告させていただきます。

まず、作況と転作の問題です。今年の作況については97で、やや不良ということですが、日野町の反当たり基準収量は516キロ、滋賀県の平均とほぼ変わりません。現在、日本の国民が食べる米が足りているかといえば、それは足りている。米は余っている状況で、作況指数が上がると供給量が増え、価格が値崩れし、生産者の収入も少なくなる。米は余っているが、ミニマムアクセス米としてこれだけの量を輸

入せざるを得ないというような状況であります。町レベルでの解決は難しい。入ってくるのは主食米ではありませんが、それでも米は余っています。収量を増やすことを考えるより、転作を考える必要があるのではないかと。

農業者自らの所得拡大につながるという点では、東近江管内では麦や大豆の転作を中心に取り組んでいます。しかし、日野町で言えば必佐、日野、西大路の一部の平場で、乾きやすいところでないといふと収量が取れない、こういうことで転作に困る状況もあります。さらに、獣害に強いもの、獣の嫌いなものなどを農業再生協議会などと研究をしていきたい。転作ということでは、西大路でトウモロコシ、飼料用のコーンを作る取組がなされています。出口としては、大津市にある養鶏場と取引をしておられますが、今後面積が拡大されるかどうかは聞いていないとのことでした。

転作のもう1つの課題は、農林水産省が、5年に1回は水を張って水稲しなさい、そうでないと生産調整しても交付金が出ない、こういうことですが、それをせず転作を続ける方法などを聞かせてほしいという意見がありました。課としては、最終は国が決める形になるので従うしかない。特に困るのは新規就農者で、水田にハウスを建てて、水を張ることができないといった問題。幾つかの交付金制度で所得確保ができるよう、県などと協議していきたいとのことでありました。

過去に転作をされた方が、田んぼが湿って耕作できなかったということをおっしゃいました。できたら米を作るほうが、土地を維持するためにも一番よいと思う。例えば米粉を使つてのあられ加工など、JAと協力をして作付拡大を進めてほしい。加工米、飼料米、米粉用に対する水田活用支払交付金もある。転作としては作りやすいが、出口の価格が食用米よりも安く、所得拡大にはつながらない。反対に飼料米や稲WC Sには交付金が6万円から7万円。この点では効果が高いが、どれだけ需要があるかの問題があります。

次に、後継者不足と耕作放棄地の問題ですが、地域計画の話は、後継者を確保していない農業者が多いことから出てきたことと思います。データが古い、今の実態はどうなのか、どこまで把握し、状況が悪化しているのかが知りたい。これに対して、課のほうでは、作付面積はあまり変わっておらず、そこに関わる人がどれだけ減っているのかという話である。諸物価高騰などで離農される方が進み、また再生困難な荒廃農地面積の中に農振地と言われるところはどれくらいあるのか。開発するにしても、農振地ではできません。農振を除外していく方針、補助金を受けた農振地の問題など、課題整理をしていかないといけないとの指摘がありました。これに対して、当局は再生困難な荒廃農地面積のうち、農振地については4種類の用途指定がありますが、具体的な数字は確認していないとのことでした。

有機農業の問題では、周辺の慣行栽培圃場との調整がどの程度必要なのか。有機農業による米の価格差とコストの差を教えてくださいとの問いに対して、慣行栽培圃

場との距離までは把握していない。水稻病虫害防除協議会の集団防除では、有機圃場に隣接している場合には、粒剤で対応しているということでした。価格については、きらみずきの場合、慣行米はキロ当たり300円から400円の価格設定が多いと思われるが、キロ600円で、200円ぐらいの価格差と考えられる。

生産コストについては、家畜のふん尿を堆肥として使うことで抑えることもできますが、草取りなど管理に労力を使います。草取り機械に300万から400万かかって、初期投資に大きな費用がかかるという問題。

現在、町内で有機農業を行っておられるのは7者。作付面積は9.5ヘクタール。有機米の売り方については、法人が1名、JAグリーン近江のオーガニック米研究会の生産者が5名、東近江地域農業センターの水田作物実証分の3パターンがございます。法人は学校給食への試験導入の取組もされており、それは通常、町が購入しているものと似た価格にしてもらっています。JAは氏郷まつりで、稲作経営者会によって、キロ600円で販売をされていました。6年産からはきらみずきの本格デビューとなって、県外出荷が進むと期待しているとのことでした。

有機JAS認証について、学校給食提供に必要などうかは難しい問題だ。学校給食以外で対外的に販売される面においては、消費者の安心・安全ということが重要であるし、複数の販路を持つておられる方は在庫管理がややこしくなる。

また、農村RMOについては、立ち位置はどうか。農業をある程度主にしながらの地域運営組織と認識をしているが、それでよいのか。コンサルと委託しているとのことだが、補助金のこととかで別のコンサルとの関係を聞きたいなどの問いがありました。

これらに対して、地域の課題がどこにあるのかを把握し、理事がワーキングし、住民が参画する形を考えている。地域で解決できる課題は既設の団体などに協力を呼びかけ、行政的な課題は農林課がつなげていく。地元だけの寄り合いではまとまらないところをコンサル業者の農楽がコーディネートし、アドバイスを頂いている。農楽は東近江市などでも地域計画のアドバイザーであり、農村集落の課題を熟知しておられるとのことでした。

地域計画の中で、地域の田を誰が耕作するかを1つずつ決めていくという取組は非常によいと思う。何とかしなければならないと思っけていても、機械もないし、作ってくれる人もいない、こういう意見も出されました。

当局からは、今、地域のそれぞれの集落は疲弊してきている。複数の集落や町村単位など広い地域で農業を考えて捉えないと、地域農業は守れない。農業者だけでは農村を守れない。今回、人・農地プランが地域計画に変わってきた経過は、こういうことだと思う。大規模農家だけが主人公という捉え方から、担い手、多様な農業者、受託を受けて作業を行う人への転換をどうしていくか、こういうことが今回

の議論の大事な点だと思う。農業は地域の文化であり、いかに守っていくかという、そういう視点で議論を頂きたい。

また、大変勉強になったとして、当局への要望的な意見がありました。結構問題は複雑で、本当は違うことを考える必要があるのかもしれない。農林課に何を期待したいかという、何が問題で、その解決には何が必要かという分析をし、細かく伴走していくことが農林課の役割ではないか、こう思う。課題の解決策が仮に補助金でしか解決できないのなら、補助金の話に懸命にする必要がある。議会としてやることは、国策のほうで食料自給率の問題、食料安全保障の観点から、ビジネスとしていかに守るのかという議論をするほうがよかったのかもしれない。解決策は何かというのを細かく分析していただきたい。

さらに、後継者不足とは、農業をやりたい人が少ないということではなくて、やりたい人の芽を潰すような封建的な考え方、そういうものが地域にあることに行き着くのではないか。ありきたりの表面的な部分で討議をしても解決策には至らないなどの意見が出されました。

そのような形で、午後4時20分、委員会を閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会広報常任委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第8回定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る12月8日、午前9時より第1委員会室において議会広報常任委員会を開会しました。出席委員は7名全員で、オブザーバーの杉浦議長は所用のため欠席でございました。事務局からは吉澤局長と藤澤広報担当職員に出席いただきました。委員長挨拶、そして議長挨拶の後、12月定例会の報告として、議会だより第26号の発行と掲載記事の内容について協議しました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することになりました。まず、表紙のカラー写真について意見を求めたところ、委員より、意見として、毎年恒例として開催されている日野町駅伝大会の写真に掲載してはどうかと提案があり、協議の結果、今まで表紙として駅伝は扱ってこなかったことから、複数枚の写真を使って表紙を飾ってはどうかということになり、そのように決まりました。

2ページ目は、11月14日に視察を行いました福井県おおい町の議員視察研修について報告を載せることにしました。

3ページ目は委員会報告等を簡略化して掲載し、7ページ目からは、各議員の一般質問と答弁について、要点を絞って、1人1ページとして掲載することにしました。

次に、12月議会に提案された議案とその結果について、見開きの2ページにまと

め掲載し、次のページには議員派遣の一覧として、議員の動きを掲載することにしました。

最後に、裏表紙に当たる24ページ目はカラー印刷ですので、議員の動きの中から、議員として参加した事業やイベントなどについて、写真も含めて掲載することとしました。

これら各記事について担当委員を決めるとともに、第26号の発行は令和6年2月15日とすることで確認しました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員の承認を頂き、次回の委員会は12月27日午前9時からと決まりました。

また、委員会の報告は委員長責任において行うことについて、異議なしとの承認を得、委員長の挨拶の後、午前10時22分に委員会を閉会しました。

以上で令和5年第8回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、空家対策特別委員長、10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、令和5年日野町議会第8回定例会空家対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、12月19日の午前8時57分より第1・第2委員会室におきまして開会をさせていただきました。議会側の出席者は委員長の私、後藤、副委員長の川東委員ほか委員全員とオブザーバーとしての杉浦議長、また、事務局から吉澤事務局長、執行側からは堀江町長、安田副町長、河野総務政策主監、福本産業建設主監、総務課長、企画振興課長、建設計画課長ほか関係各課の参事、主任数名でございます。

委員長の挨拶に続き、町長、議長の挨拶の後、1項目めの調査研究事項である借地上にある空き家についての空家法に基づく勧告の実効性について建設計画課より、また、2項目めの所有者不明土地法の施行により、除却後の土地の利活用が進むのかについて企画振興課よりそれぞれ説明を受け、自由協議に移りました。

当町では、建物と土地の所有者が異なっているケースで空き家があつて、非常に危険で困っているというケースは今のところ少ないということでございましたが、所有者が不明である土地で危険であるという場合、建物を除却した後の土地を福利厚生に関連施設に利用していけるということが、公共団体だけでなく、NPO団体も含めてできるようなシステムができ、その間に所有者が現れたとしても期間内は事業を継続できるという新たな制度が制定されたことなどについて、委員より、除却後の土地に福利施設を設置した場合、その事業者固定資産税がかかるのか。

また、空き家軒数は、前回の委員会で報告を受けた後、増加をしているのか。

また、危険空き家の除却には、県の空き家対策総合支援事業などの活用を推進できないのか。

また、なぜ空き家対策を、先進地事例を参考にせず近隣市町と歩調を合わせるのかなどについての意見がございました。

執行側より、国のガイドラインでは、固定資産税は福利施設事業者ではなく、あくまでも土地所有者に課税することになっている。

また、現在、空き家数の調査は8割ほど集計しているところだが、おおむね前回より50軒から100軒程度増加している。また、特定危険空き家は前回同様2軒のままで、来年度に実態調査を予定しており、その結果、増加する可能性もある。

また、県の空き家対策総合事業は、今年度から除却補助金を利用できるよう調整してきたが、そうならなかった。引き続き、来年度には国の空き家対策総合支援事業の補助金、また県の空き家対策総合支援事業を活用できるように取り組んでいきたい。

また、空き家バンクで最も問題となる動産の部分までの支援は、現時点で町の単独事業で行うしか方法がないので、まず、国の補助金を活用する中で制度を創設し、その後、具体的に動産の処分という流れにしていきたい。

また、近隣市町と歩調を合わせて考えるのは、同じ県内で状況に近い部分があるためだが、先進地事例についても、県内市町の条例を踏まえて一緒に調べていきたいなどの説明がありました。

ほかにも、動産の処分について、組織内での責任分担や権限移譲についてなどの協議が行われました。

続いて、3項目めの、管理不全の空き家に対して、緊急安全措置条例（仮称）を制定しての対処は可能かについての協議に移りました。

この件は、危険な空き家に対し、法令で規定されていなくても、自治体によっては緊急安全措置条例のようなものを制定している例があり、こうした事例も含めて、本町でも同様の条例制定の是非を検討していきたいと考え、提案させていただいたものでございます。

委員より、所有者が判明している場合と不明の場合で分けて考える必要があるのではないかと。また、災害等により倒壊や損壊した場合、町にも責任が問われるのではないかと。また、特定危険空き家に指定されていない危険な空き家への対策は長年、町にお願いをしているが、なかなか進んでいない。法改正をどう生かしていくのかなど意見があり、執行側より、所有者が判明している場合、まず所有者の責任が第一義にある。しかし、本人に保全の意思がないなど様々な事例があるが、緊急時においては、一定、法律等に基づき対処しなければならない事実が出てくる。罰則等を細かく把握はしていないが、例えば管理不全により生命に危害を及ぼした場合には、所有者に何らかの責任が問われる可能性はあると考えている。

また、町が通知をしていなければ、当然町にも責任が問われる可能性もあると考

える。民法や空き家の特措法では、所有者に管理責任を強めるという改正が大きくなっている。町としてもそういう部分で手続を研究していく。また、財産管理人制度など、空き家対策としての制度はあるが、全員が相続放棄をされているものに町が手を入れられるのかという状況もある。

また、空き家の立地場所などについても、場所場所によって扱いが異なっている。そういった中で、その制度を使うためには町の単独費用を使うことにもなるので、着手に至っていないのが現状である。今回の法改正でどこまで、どのように執行していくのか研究していくなどの説明がありました。

ほかにも、3項目めの協議事項に直接関連しない意見などが数件ございました。

売買が完了し、購入された方がその後に賃貸に利用された場合など、町が踏み込みにくい部分もあるかもしれません。しかし、何か対策を考えていくことは行政としても必要かもしれませんので、今後も意見交換をしながら考えていこうと思っております。空き家の取扱いには、都市計画法の規制や農地法や農振法などで商売に使えないために、空き家購入に二の足を踏む、あるいは検討の中に入れてもらえないということも起きております。また、家の前に畑があり、農地となっている場合は、農業をやっていないとその場所を購入することができないなど、特殊性も存在します。今後も十分に意見を出し合いながら、この問題については引き続き考えていきたいと思っております。そして、条例の制定については、今後、本委員会で委員の皆さんと協議を進めていきたいと思っております。

以上で協議を終え、町長の挨拶の後、10時58分に閉会をいたしました。

以上で第8回定例会におきます空き家対策特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。令和5年日野町議会第8回定例会におきまして、12月19日、委員会室にて、議員全員出席の下、議会改革特別委員会を行いました。

議会改革特別委員会は付託案件のない、議会の機能向上を目的とした調査研究の特別委員会であります。ですので、調査研究事項と協議事項、また決定事項について報告をさせていただきます。

1つ目の調査研究としましては、ポケットWi-Fiの取扱いについて。今、議員全員がChromebookとポケットWi-Fiを持っているという状態ですが、前回の議会改革特別委員会等で、Wi-Fiルーターを議場と委員会室に設置することができれば、ポケットWi-Fiの台数を減らすことができ、通信料が安く抑えられるのではないかとというようなところから働きかけを頂きまして、実際にWi-Fiルーターを議場と委員会室に設置を要望していくということ

の予算請求をしているということでした。そこで、それがかなった場合、ポケットWi-Fiをもはや持っている必要はないのじゃないかというようなことで、6月議会までには間に合うようにWi-Fiルーターが設置されるとすれば、4月にはポケットWi-Fiを休止するというようなことで、スマートフォンでもWi-Fi代わりにあちこちで使うことができますので、議場じゃない場合はスマートフォン等を使う、または家のWi-Fiを使うということで、どうしても必要な方以外は基本、議員はポケットWi-Fiを配置するというようなことで決まりました。

また、次の調査研究事項としましては、インターネット中継における資料の添付についてということで、今ご覧いただいていますようなインターネット中継で、議員の一般質問の添付資料が見られるようになりました。そこで、今は1階層目に全ての全員の資料がPDFで並んでいるという状況で見られるようになっておりますので、今後は何月の定例会の一般質問であるというのが分かるようなフォルダーを作っていたほうが見やすいのではないかというような意見が出ました。

次に、3番目の調査研究事項としましては、閉会中に福井県のおおい町に議会改革として視察に行かせていただきました。11月14日でしたが、議員全員で視察に行くことができまして、そこで様々な改革案を勉強させていただきました。それについての振り返りということでお話をしました。

また、そういった中で、議員報酬と定数についてどのように考えるかというような確認の意見が出まして、議員定数については、現在、日野町は14人ではありますが、14人のままいこうというようなことになりました。

議論の内容としては、まず、定数の問題と報酬の問題というのは別の議論である、別の目的であるというようなところから、別にすべきである。そして、議会機能向上に向けて活動していくとすれば、活動すればするほど人数が足りない、人数が少ないことによる弊害というものが出てくるんじゃないか。例えば委員会の掛け持ち、また、今後話をしますが、プロジェクトチーム等、そういった形で動いていきますと、やはり人数が少ないというのは非常に議会機能向上に向けてつながらないのではないかということで、現状のまま議員定数は据置きでいこうと、議会内ではそのような形で進めていきます。代わりにといたしますか、議会機能向上については集中して取り組んでいこうというようなことであります。

続きまして、今後の議会改革の特別委員会の活動については、おおい町を参考にしまして素案を作って、プロジェクトチームとして動いていこうというようなことを決めました。早速、11月14日の視察の帰りのバスでプロジェクトチーム、参考にさせてもらって、もうそのままつくりましょうということを決めて、今回の12月議会では、正副で素案を作って説明を行いました。ここで少人数のプロジェクトチームをつくって、課題ごとに主体的に研究活動を行い、そうすることによって複数の

課題を同時に議会改革として推進していくことができるのではないかとというようなことです。

実際に決まったのは、4つのプロジェクトチームをつくりました。ICT部会、通年議会部会。ICTというのは、タブレットなどデジタルを活用した議会機能向上です。通年議会というのは、この議会、4回、今回は定例会が日野町では行われておりますが、いつでも機能性を持って議会を開けるように会期、定例会を通年にしてはどうかというようなところ。また、3つ目には待遇改善チームということで、例えば委員長手当、また報酬、若者がどのようにすればこの議会でお仕事を掛け持ちせずに議員活動ができるのかと、こういうようなところを考える待遇改善部会。そして広報広聴部会、これは住民さんの意見の反映や議会のPR、また出前議会、主権者教育、アンケート、モニターなど様々考えられるんですが、それについての部会もつくろうということで決めました。

ICT部会については後藤委員、中西委員、柚木委員、通年議会部会については山本委員、加藤委員、高橋委員、待遇改善部会については川東委員、松田委員、西澤委員、広報広聴部会については私、野矢と福永委員、谷口委員と、そのようなメンバーでしていくことに決めました。また、オブザーバーとしては議長、事務局にも法令や近隣市町の事例等を参考に情報を持ってきてもらうというような役割でしております。このような形でプロジェクトチームというものを決め、早速プロジェクトチームであとは決めていく。

プロジェクトチームの役割としては、素案の作成、またプロジェクトリーダーの役割を担当する。全議員はプロジェクトチームにアイデアを伝え、またプロジェクトチームは、集まったアイデアも参考に素案を作成するというようなことで、全体で協議する際にはプロジェクトチームの作成した素案を尊重する。また、案の実施に関しては、プロジェクトチームのみで必ずしも行う必要ないというような形で、プロジェクトチームで進めていきます。このようなことを決めました。

そして、次に、調査研究事項としましては、組織団体との意見交換会について、それぞれ常任委員会とどのような動きがあるかを意見交換しました。総務常任委員会は、1月29日にスポーツ協会との意見交換会を実施します。また、産業建設常任委員会、議員全員になりましたが、農業委員会との懇談会を1月25日に行うというようなことで、あと、ここでは住民さんとの広く意見交換会を、誰でも来られるような意見交換会、どのように行うのかというようなことについても話し合いました。例えば厚生常任委員会は、先ほど報告させていただきましたとおり、住民さんとの意見交換会をどう行うかと話し合っているうちに、1月18日にまず議員でワークショップをしようということになったということですが、そのような話の延長上で、プロジェクトチームの話にもつながっていくんですが、今後、住民さんとの意見交

換会については、それぞれ常任委員会の調査研究の一環で行うというようなことで確認を申し合いました。必要であれば広報広聴プロジェクトチームと一緒にいうようなことです。

そして、最後ですが、12月議会を振り返ってというようなことで、いつも最後の委員会になりますので、反省会を行っております。ここで出た話としては、一般質問中に不適切な言葉遣い、そのような発言についての謝罪ができました。

また、そのほかに何かありますかというようなコーナーも設けておりますが、そこではパレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める決議というものができないかというようなことが出まして、全員一致の下、議運のほうでこれは取りまとめるといふようなことになりました。

また、幸福度とまちづくりの関係を厚生常任委員会で研究していきたいというような話でありまして、またそこで先進地の視察等に行きたいというようなことになれば、研究自体は厚生常任委員会でするんですが、先進地視察は全員でしっかりと共有をしていきたいというような話が出ました。

また、今、図書館で議員のお勧めの書籍と議員のPRをさせていただいておりますが、これは今後どうなるのかということに関しては、早速プロジェクトチームの広報広聴チーム等で今後、ほかの場所での展示もぜひ考えていきたいというようなところで話を進めております。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告をいたしました。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、私からは、総務常任委員長報告の一部、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これに対する反対討論を行います。

給与改定は、本来、労使交渉によって行われるものですが、公務員はスト権がないということで、一般公務員の給与決定は、人事院の勧告によってなされます。今

年の人事院勧告は、8月、国家公務員の一般職給与に対して、官民格差3,869円、0.96パーセント、一時金0.1月分の改善を勧告いたしました。地方公務員一般職の給与は、基本的にこれを受けて決まります。したがって、これを受けて改定された議第95号の一般職の給与改定は、物価高騰、国民生活悪化の下では不十分ではありますが、認めざるを得ません。

ところが、一般職の給与が民間賃金との均衡や生計費の実情などを考慮して決められるのに対して、特別職給与は生活給的な要素をあまり考慮せず、その職務の特殊性に応じた当該職務に対する一切の給付を含めた対価である、こういうふうな考え方がございます。すなわち、一般職の給与が上げられることに伴って特別職も引き上げるといふことにはならない、町長や議会の議員は、町民の信任を得た選挙時点の報酬を維持すべきだという考え方です。このように考えれば、一般職の改定に伴って、それに準拠するということにはならないのではないのでしょうか。

また、一般主職公務員よりもさらに低い賃金に置かれている労働者の待遇改善や、最低賃金の大幅アップが喫緊の課題になっている状況を見るにつけ、町民の代表としての特別職の給与引上げは見送るべきだ、このように思います。最低賃金を1,500円に引き上げ、全ての分野の賃金を底上げし、特別職の給与や私たち議員報酬も上げられるように頑張りたいと思っています。

よって、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、私からは、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど加藤議員の反対討論の中では、人事院勧告が一般職員の給与改定の根拠となっている。したがって、一般職員については、人事院勧告に従って給与が改定されるのは納得できるが、特別職である町長、副町長であるとか私たち議員についてはその限りではないという、人事院勧告が根拠となることはないというお話がございましたけれども、その人事院勧告が基になっておりますのは、日本全体の経済であったり、給与の形態であったりするわけですし、その根拠の部分で人事院勧告が挙げられているわけですから、根拠が変わったのであれば、特別職の給与も改定される。ここに私はおかしいところはないのではないかというふうに思っております。

また、民間の皆さんがなかなか所得が上がらない中で、給与が上がらない中で特別職が上がるのは、ちょっとどういうことかなというふうにお話ございましたけれども、だからこそ我々から率先して、人事院勧告には従っていなくても、それに

相当する給与改定があったことによって、民間の、例えばアルバイトやパートというなかなか給与が上がりにくい給与体系で働いていらっしゃる方についても、これを目指して上げていこうという1つのきっかけになればいいのではないかなと私は思っております。

また、大きなまち、例えば滋賀県においては大津市と私たち日野町におきましては、特別職の給与も、実数で言うとかかなり大きな開きがございます。こういう中において、物価が上がって苦しいのは何も民間だけではございませんし、まして今の流れでいくと、日野町でも、議会改革特別委員会で、女性議員を増やそう、若い議員を増やそうと言っている中で、少しでも給与が、この議員報酬だけでも食べていけるぐらいな給与になれば、若い人でも手を挙げられるんじゃないか、立候補できるんじゃないか、来年補選もございますしという話で議会改革を進めておりまして、その中で、加藤議員も賛成していらっしゃる中で、この特別職給与の一部改定、これに対して反対されるという根拠は、私はよく理解できません。少しでもこういう機会を使って、私たち特別職の給与が、議員補選、あるいは通常選挙で一般の方から立候補を受けるときでも、立候補しやすいような環境をつくっていくのが我々の務めではないかなと思っております。

よって、この議第94号については賛成とさせていただきます。皆様、ご同意のほうよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま、議第94号特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論がございました。

お諮りいたします。ただいまの1議案を除く議第95号から議第104号まで（日野町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてほか9件）については、別に反対討論がございませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第95号から議第104号まで（日野町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてほか9件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第95号から議第104号まで（日野町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてほか9件）については、委員長報告のとおり、原案可決と決しました。

次に、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 多 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第94号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書の採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第2 議第105号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、各提案理由の説明をさせていただきます。

日程第2 議第105号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ6,960万1,000円を追加し、予算の総額を103億2,454万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税均等割のみ課税世帯や低所得の子育て世帯の経済的負担を軽減するための支援として、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第105号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明

細書をご覧ください。説明にあたりましては、右側のページで申し上げます。

まず、7ページの歳入、第15款・国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正しております。

次に、第19款・繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

続きまして、9ページの歳出についてご説明をいたします。

第3款・民生費でございますが、物価高騰対応重点支援事業（生活者支援）において、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給するための経費を計上しております。また、低所得子育て世帯支援事業において、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対し、当該世帯において扶養されている18歳以下の子1人当たり5万円の給付金を支給するための経費を計上しております。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中には議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は委員会室にお集まりをお願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。

—休憩 10時59分—

—再開 11時15分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） それでは、私のほうから、令和5年度12月補正予算追加分の2回目の案が先ほど全員協議会で示されましたので、その内容について質問をいたします。

物価高騰対応重点支援事業（生活者支援）で、今回、低所得世帯のうち住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯10万円の給付金、低所得子育て世帯支援事業で、住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対して、当該世帯において扶養されている18歳以下の子1人当たり5万円の給付金を支給というお話を聞かせていただきました。大変ありがたい話だと思っております。

追加分の1回目において、価格高騰重点支援事業（低所得者世帯支援）で1世帯7万円の給付金をしていくことが提案なされており、今回さらに追加されてきた形

でございます。当初の追加分の提案では、2月に支給できるというお話を伺っており、それにはシステム改修等の期間が要るということで説明を受けておりますが、今回の2回目の追加分も含めて、住民の皆さんが混乱なきようにする必要があると思っております。

そこで、今回の追加分2回目において、同じように2月頃の支給予定を考えておられるのか。また対象世帯数、それからどのような支給手順となるのか、例えば支給該当者への周知やとか通知やとかはどのようにされるのか、そのお考えを教えてくださいたいと思います。

議長（杉浦和人君） 7番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

地域共生担当課長。

福祉保健課地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま、山本議員のほうから、一般会計補正予算（第6号）についてご質問いただきました。7万円と同じように2月頃に支給ができるかということと、対象世帯数、人数ということと、該当者への周知方法の3点だったと思います。

まず、支給時期ですが、まだちょっと未確定なところが多うございまして、システム改修も、この部分についてはこれからになります。均等割のみ世帯については、今年度も1万円給付をしているところですが、そこについては、国の全国的なものではなく町独自でやったものですので、そのときにはシステムを使っておりませんでした。ということもあって、今回は全く新しい部分をさせてもらうこと、あと、非課税世帯と均等割世帯に属するお子さん、18歳以下の方を抽出してくるということもありますので、目指しているのは今年度中、3月末頃だとは思っております。開会2日目に追加提案させてもらった7万円については、もうそっちはそっちで先に進めていかせてもらおうかなと思っております。なので、7万円を急いで進めながら、分かり次第、この均等割世帯とお子さんの世帯も進めていくということになります。

対象世帯ですが、均等割のみがかかっている世帯、今、450世帯を見込んでおります。子育て世帯、18歳以下のお子さんについては、世帯数じゃなくて人数ですので、今のところ380人程度かなと。ただ、こちらについても、1月1日現在の課税データは町で分かるんですが、その後転入されてきた世帯とかについては、情報連携とかシステムを使うところが必要ですので、これより増えるのかなという、多少余裕は見させてもらっていますけども、この人数で予算要求させてもらっています。

該当者への周知につきましては、7万円もプッシュ式で、該当するであろう世帯に通知を送って、口座情報とかもそこに載せさせてもらって、間違いがなければそのまま何日に振り込みますというような通知をするように、7万円は。今の部分もできる限りそのプッシュ式でいきたいなど。まだそこも、均等割のみ世帯は、前は

町独自でやっていたところの口座情報を均等割世帯に引っ張ってこななければいけないので、ちょっとその辺は、プッシュ方式でできるように進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） ありがとうございます。非常に複雑な感じであると捉えさせていただきましたが、取り残されることのないような形でぜひとも早めに進めていただきたいと思っております。

この案件についての支給される側にとっては、通知によってプッシュ式でされるということですが、日野町民の方にこういう事業をやりますという広報はどのようにされるのでしょうか。それを1点、お聞かせ願えたらと思います。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

福祉保健課地域共生担当課長（芝 雅宏君） ただいま広報の方法について、対象者以外の方へどのようにお知らせするかということですが、もちろんホームページとか、広報機能とか、ちょっと時期がずれる、遅れるかもしれませんが、該当者様への周知を先に急がせてもらって、その該当者以外の方にも分かるように、もちろんいつもやらさせていただいているような方法で周知していきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第105号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第105号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－ 起 立 全 員 －

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第105号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 決議案第5号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書決議についてを議題といたします。決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長 7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） それでは、私のほうから、決議案第5号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書案について、総務常任委員長から提案をさせていただきます。

この再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正は、再審における検察官の手持ち証拠の全面的な開示と、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における規定の整備を求めるものです。

意見書の最後にも書いておりますが、再審は無辜の者を誤った裁判から迅速に救済していくためのもので、最後のとりでであります。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受けることは冤罪であります。冤罪があってはならないことは誰もが思うことですが、実のところ、なくなっていないのが現状だと思っております。日野町町事件のこともあり、冤罪は二度とあってはならず、日野町議会より意見書を上げることは、大変意味深いと考えております。大事な事項でありますので、読み上げてまいります。

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書案。

再審とは、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を迅速に救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度のことです。

日本弁護士連合会のまとめによると、1910年代から2000年代までのえん罪事件は161件あり、しかも氷山の一角だと言われております。そして、再審無罪を勝ち取るまでには、例えば吉田巖窟王事件（1913年、名古屋市）は50年、加藤老事件（1915年、山口県）は62年、国家賠償裁判で勝訴判決が出た布川事件（1967年、茨城県）は44年かかっています。また、袴田事件（1967年、静岡県）は再審が確定するまで57年かかっています。

再審は開かずの扉、針の穴に駱駝を通すようなものと例えられ、当事者、家族には想像を絶する困難を伴うため、あきらめる方もいます。現在、刑事訴訟法のうちわずか19か条、第435条から第453条の再審に関する規定には、再審審理に関して、証拠開示等の具体的規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている結果、裁判

所ごとに審理の進行、内容および結論に差異が生じる、いわゆる再審格差と言われる問題が生じているのが実態です。

再審制度に求めることは、1つは再審における検察官の手持ち証拠の全面的な開示を制度化していくことです。日野町事件では、第2次再審請求審において、弁護団からの度重なる証拠開示要求を踏まえてなされた裁判所の訴訟指揮により、現場引当捜査に関する重要証拠が開示されました。そして、この開示により再審開始の決定につながったとされています。

2つは再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止です。長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによってさらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻る事態も繰り返されてきました。そのため、えん罪被害者本人やその家族の高齢化が極めて深刻になってきています。再審請求手続の無用な長期化を防ぐため、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、法改正によって早急に禁止させる必要があります。

3つは再審請求手続における規定の整備です。再審法（刑事訴訟法の再審規定）を通常審のように整備し、環境を整え、再審格差や、再審審理において過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、以下の項目を中心とする再審法の改定を速やかに行うことを求めます。

1つ、再審における検察官の手持ち証拠の全面的な開示を制度化。

2つ、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止。

3つ、再審請求手続における規定の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月25日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

以上、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第5号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

—起立全員—

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第5号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第4 決議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、私、議会運営委員長より、決議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める意見書案について、提案の説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、先般行われました議会改革特別委員会の中で、谷口智哉議員のほうからご提案を受けたものでございます。

今朝の新聞を見ましても、現在まで約2か月半続いておりますイスラエルとパレスチナ自治区ガザ地区との紛争と申しますか戦闘、これによって、ガザ地区だけで約2万4,000人以上が既にお亡くなりになっていらっしゃる。中に女性であるとか子どもも多数含まれていらっしゃるって、また、それ以外にも国連職員も200名近くの方が既に命を落としていらっしゃるというのが現状でございます。

非常に痛ましいことが続いている中ではありますが、先日、国連のほうで、停戦に向けた決議がございました。これ、採択されたわけですがけれども、153か国の賛成国の中に、我が日本も含まれております。このような状況を受けて、何とかこの日野町議会からも国に対して停戦を求める、こういうことを国連に、あるいはイスラエルに、またパレスチナに、そして世界に向けて発信できないかということで、この意見書を提出させていただくに至ったわけでございます。それでは、朗読させていただきます。

令和5年10月7日から始まったパレスチナ自治区ガザ地区を実効支配するハマスとイスラエル間の戦闘は既に2か月以上経過しており、日々死者は増加し、現在も多くの一般市民、とりわけ子どもたちが爆撃の恐怖と飢餓の苦しみの中に置かれ、

人道危機に直面をしています。

ハマスとイスラエルは、令和5年11月に一時戦闘を中断したものの、ガザ地区の深刻な人道危機の打開のためには、双方が即時停戦に向けた交渉のテーブルにつくことが急務であることは明白です。また、令和5年12月12日の国連総会において、人道的な即時停戦を求める決議案の採決では、日本を含む約8割に当たる153か国が賛成し、決議しました。

平和を願った非核日野町宣言を行い、また、令和4年3月定例会で、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議する緊急決議を採択した我が日野町議会としては、このような人道危機を到底看過できません。よって、日本政府におかれましては、ハマスとイスラエルに対し、即時停戦のための交渉およびガザ地区における人道支援に向け、積極的に関与し、下記の事項について取り組まれることを強く求めます。

記。

1つ目、人道目的の即時停戦および人質の即時解放を求めること。

2つ目、国際社会と連携して、双方が国連総会決議を遵守した解決に向かうよう努めること。

3つ目、人道危機を改善するための人道支援物資を供給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月25日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、防衛大臣となっております。

平和を願う皆さんのことをございますから、必ずご賛同いただけることと思えますけれども、何とぞご採択いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議第案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区の早期平和実現を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ印刷配付のとおり、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会、空家対策特別委員会、議会改革特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、一般会計、特別会計補正予算案をはじめ、条例の改正などにつきまして慎重なご審議を賜り、全議案可決を頂き、厚く御礼を申し上げます。また、開会日には、令和4年度の各会計決算につきまして認定を頂きました。

誠にありがとうございました。

さて、長らく実施をしまいでまいりました新型コロナウイルスワクチンの集団接種も、12月16日で終了をいたしました。医療関係者の皆様をはじめ、赤十字奉仕団の皆様など各関係の皆様のご尽力により接種事業が円滑に進められ、ようやくこの日を迎えることができました。各位のご尽力に対しまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

12月9日には、必佐学童保育所「第3・第4太陽の子」の竣工式がございました。指導員の方々の温かな見守りにより、新しい施設が子どもたちにとって安全で安心できる場所となり、健やかな成長につながることを願っております。

年末年始の主な行事予定ですが、12月29日、30日には、日野町消防団の皆様による年末特別警戒が実施をされます。この時期になりますと空気が乾燥する上、暖房器具や火気を使用する機会が増えることから、火の元の取扱いには十分お気をつけいただきたいと思っております。

年明け1月4日には新年あいさつの会がわたむきホール虹で、6日には日野町連合青年会主催による第43回町民年賀状展表彰式が町立図書館で開催をされます。

7日午前には日野町二十歳の集いがわたむきホール虹で、午後からは滋賀県消防協会日野支部消防出初式が、それぞれ日野公民館で開催をされます。

さて、冒頭申し上げましたとおり、この12月でコロナ禍の象徴的な事業でありましたワクチン集団接種が終了をいたしました。思い起こしますと、私が就任をさせていただいた令和2年7月以降、日野町においても感染が拡大し、毎日報告される感染者数とその対応に大変苦慮していたことも昨日のように思い出します。ワクチン接種が始まってからは、医療従事者の皆様など多くの関係者の方々のお支えを頂き、今日まで実施することができました。正直、不安の毎日でございましたが、町民の皆さんの命と暮らしを守るため、これこそが公務員の本分とばかりに大変尽力を頂いた役場職員の皆さんに、この場をお借りして心から感謝を申し上げたいと思っております。

この3年はまさにコロナとの戦いであったわけですが、その一方で、日野町には、持続可能なまちづくりを進める上で避けては通れない多くの課題が存在をしております。就任以来の私のモットーは、課題に真摯に向き合うことであります。長年に及ぶ難題であったとしても、まず真摯に向き合い、解決の糸口を探り、チャレンジをする。その精神で今日まで取り組んでまいりました。

町長になる前に日野町全地区を歩いた中で最も多かったお声は、町営バスなど公共交通に関する課題でございました。そのお声に少しでも応えるために始まったわたむき自動車プロジェクトも3年目を迎え、地域の方々にも大変ご協力を頂き、実証実験を踏まえながら、一步ずつ前に進めることができました。

また、大きく変化する家庭環境と高まる子育てニーズに対応するため、かねてから課題でありました幼児教育・保育施設の在り方について、本格的な議論に着手をいたしました。保育士不足の中、子育てニーズに適切に対応し、町の宝である子どもたちの健やかな育ちを実現するため、取組を大きく前進させていきたいと思いません。

そのほかにも、持続可能なまちづくりを目指す中、多くのプロジェクトや新しい取組が進んでいます。それらはようやく種まきが終わり、芽が出て、これから成長しようとするものばかりであります。これら取組を成長させ、実りある施策とするためには、より一層の時間と労力が必要なことは言うまでもありません。

来年7月で4年の任期を迎えるにあたり、多くの方々から今後についてのご質問を頂きました。私自身、この間、初心に立ち返り、自らを見詰め直し、熟慮をいたしたところです。そうした中で、やはりコロナ禍を乗り越えた今こそ、日野町の諸課題に真摯に向き合い、一層施策を展開すべきであり、また、この間取り組んできた各種プロジェクトなどの事業をさらに前進させ、実りある施策に仕上げることこそが私の役割ではないかという思いに至ったところです。そうしたことから、来年夏に予定をされます日野町長選挙に再び挑戦をさせていただくという結論に至りました。

日野町は、誇りあるすばらしい町であります。先人、先輩の皆様がそうされてきたように、この町が時代に対応しながら、これからもすばらしい町であり続けるために粉骨砕身努力をしまっている所存であります。町民の皆様ならびに議員各位のご理解、ご支援を心よりお願いを申し上げます。

今年も残すところ僅かとなってまいりました。来年の干支は辰でございます。辰は振るうという文字に由来をし、自然万物が振動し、草木が成長し、活力が旺盛になる状態を表していると言われております。コロナ禍を乗り越えた新しい年にふさわしい、皆が生き生きと元気に活動できる1年になることを祈念いたしております。議員の皆様には、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますとともに、来る令和6年がよりよい年となりますことを心からご祈念申し上げまして、令和5年第8回定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る12月1日から本日まで、提出案件の審議にあたられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

さて、当議会におきましても議員の成り手不足が喫緊の課題であることから、さらなる議会改革に向けて、議会改革特別委員会が議論を重ねております。今年は委員会活動を活発化させようと、常任委員会は主体的に活動を始めており、去る10月30日は日野町文化懇談会、日野まちなみ保存会、日野曳山保存会の3団体と総務常

任委員会が、11月1日には民生委員児童委員協議会と厚生常任委員会がそれぞれ意見交換を行いました。また、年明けの1月には、産業建設常任委員会が主体的に、農業委員会との意見交換会も予定いたしております。それぞれの分野で所管する常任委員会が貴重な意見をしっかりと受け止め、委員会内の議論を政策提言につなげていただきたいと思います。

また、11月14日には、議会改革特別委員会で福井県おおい町の視察、通年議会の導入をはじめ、議会改革の取組を学んでまいりました。おおい町の取組は、当議会の議会改革を進める上で大変参考になります。大いに取り入れていきたいと考えております。

さらに、議会広報常任委員会と日野町図書館が連携し、12月1日から24日まで、図書館内に日野町議会の展示コーナーを設け、議会や議員活動をPRしていただきました。

このような議会改革への取組は、議会活動を活性化させるとともに、議会活動に対する住民の理解を深め、関心を持っていただくことにつながってまいります。また、取組を継続することで、まちづくりに関心を持っていただき、いずれは議員を志していただく方が増えていただけるようにご期待を申し上げるところでございます。しっかりと議会改革をしてまいる所存でございます。

本年も残すところあと僅かとなりました。これからも年末年始にかけて一段と寒さが増してまいります。くれぐれもご自愛いただき、令和6年の輝かしい新春をご家族おそろいでお迎えいただきますようご祈念申し上げ、以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和5年日野町議会第8回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 閉会 11時50分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 川東 昭男

署名議員 高橋 源三郎